



豊能地域水道事業	豊能郡豊能町の区域及び豊能郡能勢町の区域 ただし、次に掲げる区域を除く。 (1) 豊能郡豊能町 余野、川尻、木代、切畑、野間口、高山、牧、寺田及び吉川の各一部の区域 (2) 豊能郡能勢町 倉垣、吉野、山内、杉原、上田尻、下田尻、宿野、大里、柏原、栗栖、片山、平通、下田、上杉、平野、稲地、森上、今西、神山、長谷、垂水、山田、山辺、天王、地黄、野間中、野間稲地、野間出野、野間大原及び野間西山の各一部の区域	26,200人	9,330立方メートル
(略)	(略)	(略)	(略)
田尻水道事業	泉南郡田尻町の区域並びに泉南市岡田及び北野の各一部の区域 ただし、泉州空港中の全部の区域を除く。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

豊能水道事業	豊能郡豊能町の区域 ただし、余野、川尻、木代、切畑、野間口、高山、牧、寺田及び吉川の各一部の区域を除く。	19,300人	6,830立方メートル
(略)	(略)	(略)	(略)
田尻水道事業	泉南郡田尻町の区域及び泉南市岡田の一部の区域 ただし、泉州空港中の全部の区域を除く。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p><u>6 令和6年4月1日前に能勢町情報公開条例（平成12年能勢町条例第15号）の規</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p>

定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

(大阪広域水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年大阪広域水道企業団条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～11 (略) <u>(能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> 12 <u>令和6年4月1日前に能勢町個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年能勢町条例第22号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u> 13 <u>令和6年4月1日前に能勢町で行われていた水道事業に係る個人情報取扱事務についての第3条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、令和6年4月1日以後、遅滞なく」とする。</u>	附 則 1～11 (略)

(大阪広域水道企業団職員定数条例の一部改正)

第4条 大阪広域水道企業団職員定数条例(平成22年大阪広域水道企業団条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、 <u>703人</u> とする。	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、 <u>692人</u> とする。

(大阪広域水道企業団行政手続条例の一部改正)

第5条 大阪広域水道企業団行政手続条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p>6 <u>令和6年4月1日前に能勢町行政手続条例(平成12年能勢町条例第60号)の規定によりなされた聴聞に係る手続、弁明の機会の付与その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p>

(大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部改正)

第6条 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p>5 <u>令和6年4月1日前に能勢町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求めにより職員となったものに限る。)について、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和37年能勢町条例第84号)の規定によりなされた分限の処分、手続及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p>

(大阪広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 大阪広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

(平成23年大阪広域水道企業団条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p>5. <u>令和6年4月1日前に能勢町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求めにより職員となったものに限る。)</u>について、<u>職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和37年能勢町条例第85号)の規定によりなされた懲戒の処分、手続及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p>

(大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が<u>第3条第1号ア又はイ</u>に掲げる場合に該当することとなったこと。</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が<u>第4条第1号ア又はイ</u>に掲げる場合に該当することとなったこと。</p>

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の規定による承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(7) (略)

附 則

1～4 (略)

(能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置)

5. 令和6年4月1日前に能勢町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求めにより職員となったものに限る。)について、職員の育児休業等に関する条例(平成4年能勢町条例第85号)の規定によりなされた育児休業又は育児短時間勤務の承認は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、この条例の規定によりなされたものとみなされる育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る期間には、従前の承認に係る期間を通算するものとする。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の規定による承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(7) (略)

附 則

1～4 (略)

(大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額)	(給与の減額)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、 <u>55歳</u> に達する日後の最初の4月1日以後であって企業長が定める日から当該職員に係る定年退職日(大阪広域水道企業団	3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、 <u>大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第13号)第3条に規定する定年から5</u>

職員の定年等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第13号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当並びに管理職手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。

4 （略）

附 則

1～4 （略）

（能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置）

5 令和6年4月1日前に能勢町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの（企業長の求めにより職員となったものに限る。）について、同日前において能勢町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年能勢町条例第41号）第2条において準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年能勢町条例第62号）の規定（以下この項において「統合前の町の条例の規定」という。）その他の条例の規定により給与を減額すべき事由が生じていた場合は、統合前の町の条例の規定その他の条例の規定により減額すべき給与の額をこの条例の規定により減額すべき給与の額とみなして減額するものとする。

6 （略）

年を減じた年齢に達する日後の最初の4月1日以後であって企業長が定める日から当該職員に係る定年退職日（同条例第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当並びに管理職手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。

4 （略）

附 則

1～4 （略）

5 （略）

（大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例の一部改正）

第10条 大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則

1～4 (略)

(能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置)

5 令和6年4月1日前に能勢町長期継続契約に関する条例(平成18年能勢町条例第7号)の規定により締結された契約のうち、水道事業に係るものは、この条例の相当する規定により締結されたものとみなす。

1～4 (略)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する能勢町水道事業の設置等に関する条例(平成12年能勢町条例第62号)第7条の規定による令和5年10月1日から令和6年3月31日までの業務の状況を説明する書類の提出については、なお同条の規定の例による。